

森林施業計画認定書

認定番号 18-1

平成18年9月28日

王子木材緑化株式会社名古屋支店
支店長 近藤 隆夫 殿

山北町長 瀬戸 孝夫



森林法第11条第1項の規定により、平成18年9月4日に認定請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認めます。

(事務担当は、産業建設部産業観光課農林班)

森林施業計画書

自 平成 18年 10月 1日
至 平成 23年 9月 30日

- (注) 1. 共同して森林施業計画を作成した場合にあっては(共同)と、表題の次に記載するものとする。
2. 変更の場合にあっては、表題の次に(変更)と、当該森林施業の計画期間の下に(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成〇年〇月〇日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には()を付して赤書きとする。

1 森林施業の実施に関する長期の方針

(1) 森林施業の実施に関する基本方針

ア 資源の循環利用林

.....
(該当地なし)
.....
.....
.....

イ 水土保持林

-
1. スギ・ヒノキ人工林は非皆伐・長伐期施業とする。
.....
 2. 尾根筋・沢筋および急傾斜地は広葉樹林を目標とし、保存帯とする。
.....
.....
.....
.....
.....
.....

ウ 森林と人との共生林

.....
(該当地なし)
.....
.....

(記載注意事項)

1 森林の区分

- ア 資源の循環利用林とは、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下規則という。)第9条の2第1号イに規定する公益的機能別施業森林の区域以外の区域内に存する森林をいう。
 - イ 水土保持林とは、規則第9条の2第1号ロに規定する水源かん養機能等維持増進森林をいう。
 - ウ 森林と水との共生林は、規則第9条の2第1号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林をいう。
- 2 アからウまでの森林区分ごとに、伐採、造林等の方法、伐期齢、育成する樹種、作業路網その他の施設の整備など40年以上の期間に係る森林施業についての基本方針を記載する。
 - 3 資源の循環利用林であって、当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢を超えるものにつき、当該森林施業計画の期間内に立木の伐採を計画せず、次分期以降に立木伐採を予定する場合は、当該森林の立木の伐採を予定する時期についても併せて記述する。

(2)長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期間	伐採立木材積(m ³)			造林面積(ha)		
		主伐	間伐	計	人工造林	天然更新	計
資源の循環利用林	I 分期	(該当地なし)					
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期						
	VI 分期						
	VII 分期						
	VIII 分期						
	小計						
水土保全林	I 分期		17,776	17,776	(造林計画なし)		
	II 分期		5,000	5,000			
	III 分期		5,000	5,000			
	IV 分期						
	V 分期						
	VI 分期						
	VII 分期	500		500			
	VIII 分期	1,500		1,500			
	小計	2,000	27,776	29,776			
森林と人との共生林	I 分期	(該当地なし)					
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期						
	VI 分期						
	VII 分期						
	VIII 分期						
	小計						

(記載注意事項)

- 1 資源の循環利用林、水土保全林及び森林と水との共生林の区分ごとに、5年(分期)ごとに区分し、40年間について記載する。
- 2 材積は、立方メートルを単位とし、少数第1位を四捨五入する。
- 3 面積は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
- 4 森林施業計画の対象とする森林の森林所有者が租税特別措置法(昭和32年法律第26号第70条の8(計画伐採にかかる相続税の延納の特例)の適用を受けようとする場合には、当該相続に係る森林について「森林施業に関する長期の方針」のうち当該延納の特例の適用期間についての年次別計画を記載すること。
その際、森林と人との共生林の区域のうち特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については特例の適用対象から除外されていることから、年次別計画に含めないこと。
なお、水土保全林の区域のうち複層林施業を推進すべき森林又は長伐期を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林に係る延納期間については40年以内、それ以外の森林に係る延納期間については20年以内とすることができるとされていることから、それぞれの森林別に年次計画を記載すること。

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

(共同化計画なし)

(記載注意事項)

- 1 共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載する。
- 2 保育、間伐等のロットの確保並びに作業道、土場、作業場等の施設の効果的な設置及び維持運営による施業の効率化、森林施業の共同実施や林業事業体への共同委託及びその推進に向けた合意形成など、森林施業の共同化に関する40年以上の期間に係る方針を記載する。

(4) その他参考とすべき事項

(記載注意事項)

森林施業計画作成上、特に考慮した事項について記載する。

認定請求者	所在場所				森林所有者	森林の区分等		(1) 森林の現況							(2) 伐採計画				(3) 造林計画					備考 (図面NO- 個所NO)			
	都道府県	市町村	字	地番		機能別区分	施業方法等	面積	人工・天然の別	樹種	樹高	林齢	立木材積	摘要	時期	主伐間伐別	伐採方法		伐採面積	伐採立木材積	時期	造林方法	造林樹種		造林面積	植栽本数	
																	皆伐択伐等の別	その他									
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ハ	王子製紙	水土	0.04		崩壊地																	9-812	
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ハ	王子製紙	水土	0.01		崩壊地																		9-813
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ロ	王子製紙	水土	0.11		崩壊地																		9-815
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ロ	王子製紙	水土	0.05		崩壊地																		9-818
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ロ	王子製紙	水土	0.02		崩壊地																		9-821
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ハ	王子製紙	水土	0.04		崩壊地																		9-826
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	929-ロ	王子製紙	水土	0.04		崩壊地																		9-833
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.12		崩壊地																		9-841
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.11		崩壊地																		9-843
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ハ	王子製紙	水土	0.05		崩壊地																		9-844
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.05		崩壊地																		9-849
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.02		崩壊地																		9-850
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.03		崩壊地																		9-854
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.01		崩壊地																		9-855
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.05		崩壊地																		9-856
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.02		崩壊地																		9-858
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-ロ	王子製紙	水土	0.37		崩壊地																		9-859
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-ロ	王子製紙	水土	0.04		崩壊地																		9-860
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-ロ	王子製紙	水土	0.03		崩壊地																		9-862
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ハ	王子製紙	水土	0.02		崩壊地																		12-8
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ハ	王子製紙	水土	0.08		崩壊地																		12-9
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ハ	王子製紙	水土	0.03		崩壊地																		12-11
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ハ	王子製紙	水土	0.02		崩壊地																		12-12
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	915-ハ	王子製紙	水土	0.13		崩壊地																		12-13
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.03		崩壊地																		12-18
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.03		崩壊地																		12-19
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.02		崩壊地																		12-20
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-ロ	王子製紙	水土	0.02		崩壊地																		12-21
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-ロ	王子製紙	水土	0.02		崩壊地																		12-22
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-ロ	王子製紙	水土	0.01		崩壊地																		12-23
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-ロ	王子製紙	水土	0.01		崩壊地																		12-25
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-イ	王子製紙	水土	0.01		崩壊地																		12-26
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-4	王子製紙	水土	0.04		崩壊地																		12-32
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-4	王子製紙	水土	0.10		崩壊地																		12-33
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-4	王子製紙	水土	0.05		崩壊地																		12-34
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-4	王子製紙	水土	0.06		崩壊地																		12-35
王子木材緑化	神奈川県	山北町	世附	916-4	王子製紙	水土	0.02		崩壊地																		12-37
							145.98		スギ			43.745							3.56		270						
							188.70		ヒノキ			57.115							59.44		4,610						
							332.29		広葉樹			44.055							48.54		3,750						
							1.73		草地										48.47		3,706						
							5.13		荒廃溪流										46.58		3,160						
							14.40		崩壊地										30.49		2,280						
							688.23		計			144.915							237.08		17,776						

(2) 伐採計画及び造林計画の再計

山北町

時期	伐採計画		造林計画		備考
	伐採立木材積 (m ³)	面積 (ha)	造林面積(ha)	うち植栽	
I (H18)	270	3.56			間伐
II (H19)	4,610	59.44			間伐
III (H20)	3,750	48.54			間伐
IV (H21)	3,706	48.47			間伐
V (H22)	3,160	46.58			間伐
VI (H23)	2,280	30.49			間伐
計	17,776	237.08			

- (1)の伐採計画及び造林計画について、時期ごとに再計し記載する。
- 市町村ごとに小計して別業とする。

3 保育計画

保育の種類別計画

山北町

保育の種類	面積(ha)	備考
下刈り つる切り 除伐 保育間伐 枝打ち		(切捨間伐は伐採計画に含む)
合計		

- 面積の記載はhaを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
- 市町村ごとに小計して別業とする。
- 保育の種類は必要に応じ追加して記載すること。

4 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

要整備森林又は要間伐森林の別	所在場所					施業の区分	施業の種類	面積	時期	認定請求者	備考
	都道府県	市町村	字(大字)	地番	森林所有者名						
(該当なし)											
合 計											

(記載注意事項)

- 1 施業の区分は、保育、その他とする。
- 2 施業の種類は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除とする。
- 3 市町村ごと別葉にする。
- 4 認定請求者の欄は、共同して森林施業計画を作成する場合であって、認定請求者が当該森林の森林所有者以外の者である場合のみ、当該認定請求者名を記載する。
- 5 備考欄には、地域森林計画又は市町村森林整備計画に定められている実施すべき施業の時期を記載する。

